同　意　書

　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　地内において、　　　　　の不法行為により　　　　　の被った事故について、後期高齢者医療給付を受けた場合は、高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項の規定により、福島県後期高齢者医療広域連合が給付の価額の限度において、私（被保険者）が加害者に対して有する損害賠償請求権の取得及び行使すること、かつ賠償金について、広域連合が受領することに異議のないことを、ここに書面をもって申立てます。

　　なお、あわせて次の1、2及び3については遵守することを誓約し、4及び5については同意します。

1　加害者と示談を行おうとする場合は、必ず前もって貴職にその内容を申し出ること。

2　加害者に白紙委任状を渡さないこと。

3　加害者側から金品を受けた時は、受領年月日、内容、金額（評価額）をもれなく、かつ遅滞なく貴職に届け出ること。

4　本件事故に関する診療報酬明細書等の写しを、福島県後期高齢者医療広域連合が加害者に提供すること。

5　本件事故により受診した医療機関から、福島県後期高齢者医療広域連合が事故に関する診療状況等の情報の提供を受けること。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　住　所

　　 　　　　氏　名 ㊞

　　　福島県後期高齢者医療広域連合長